

第1回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

中里純人君

1. 環境の保全について

- (1) 本市のSDGsの評価と海岸の現状に対する見解を伺う。
- (2) 海砂の流出について、伺う。
- (3) 海岸漂着物について、伺う。
- (4) 海岸ボランティア制度について、伺う。

2. 職員の働き方改革について

- (1) 服装の規程について、伺う。
- (2) 通年ノーネクタイについて、伺う。

吉留良三君

1. 今後の市政運営について

- (1) 今年4月からの組織機構改革に際して伺う。
 - ①これまでの課題と新たな方針について伺う。
 - ②組織機構改革の核となる企画政策課「戦略対策係」について、どのように活かしていくのか伺う。
- (2) 市長が言われる「住み続けたいまち」について、SDGsの方針・取組が必要と考えるが、今後、市としてどのように取り組んでいくのか伺う。
 - ①脱炭素社会へ市としてどのように挑むのか。
 - ②環境保全型農業をどのように進めるのか。
- (3) 今後、経営型の行財政運営を進めるための、適正な人材の確保と配置について伺う。

田中和矢君

1. 一人暮らしの高齢者への対応について

年々厳しくなる高齢者の一人暮らしで、家族や親族の支援を受けられないお年寄りが増えている。入院の際、同意者がいない場合や住まい探しの際、保証人がいない場合などの相談があった場合、市はどのように対応しているか伺う。

2. 冠嶽園の維持管理について

コロナ禍で、比較的近場からの来訪者が多くなっている。園内の池の水質等が悪化しにごりもあるので、対策が必要と考える。

- (1) 池を綺麗にするため、井戸水を利用できないか。
- (2) ブロアの設置で酸素を十分に供給することにより、水質の改善が期待できると思うが、いかがか。
- (3) 老朽化とカビで座れないベンチの改修はできないか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（3月5日）（金曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	若松勝司君							
副	市	長	中屋謙治君	生	活	環	境	課	長	上原昇君			
教	育	長	相良一洋君	水	産	商	工	課	長	平川秀孝君			
総	務	課	長	東浩二君	農	政	課	長	富永孝志君				
政	策	課	長	北山修君	健	康	増	進	課	長	猪俣勝人君		
財	政	課	長	出水喜三彦君	福	祉	課	長	立野美恵子君				
市	来	支	所	長	橋口昭彦君	都	市	計	画	課	長	火野坂齊君	
教	委	総	務	課	長	瀬川大君	社	会	教	育	課	長	梅北成文君

令和3年3月5日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、中里純人議員の発言を許します。

[9番中里純人君登壇]

○9番（中里純人君） おはようございます。

私は、先に通告いたしました2件について、質問いたします。

まず、環境の保全についてであります。

今、地球規模でいろいろな災害が発生し、多くの人命や財産が失われています。その要因として、地球温暖化が進行しているのは間違いないようです。

そこで、SDGsの取組が、国はもとより企業、さらには地方自治体で進んでいます。

リサイクル率日本一の大崎町は、2019年に大崎町SDGs条例を制定し、昨年には、2030年のSDGs達成に向けて金融機関などの企業と推進協議会を設置し、取り組んでいます。4月からは、実現に向けた取組に着手することとし、2030年度までに使い捨てるプラスチック容器や包装の使用を全廃し、繰り返し使えるリユース容器を住民や食料品店に無料で配布するようです。

本市では、平成23年に策定された環境基本計画が10年目となり全面改定されますが、この計画にはSDGsが取り込まれているようです。

過日、民間の調査機関が全国の自治体におけるSDGsの取組の評価結果を発表しました。かなり分厚い調査内容と調査結果でしたが、取組が進んでいる中で、第1位がさいたま市、第2位が京都市、鹿児島県内では鹿児島市が46位とかなり高い評価をされていますが、残念ながら私たちのいちき串木野市は691の市区中第661位と、残念ながら非常に低

い評価です。

この調査は、経済、社会、環境について100点満点として順位をつけているもので、環境部門では本市はランキングに掲載された県内13市の中では最下位です。SDGsの指標は17あり、全てが環境問題ではありませんが、環境に関する指標はとても重要であることは間違いありません。

今後、本市も具体的な取組を全ての計画の中に位置づけていくべきと考えますが、SDGsに対する市長の認識と本市の取組の基本的な考え方について、見解を伺います。

以上でここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

本市のSDGsに対する評価についてであります。

日本経済新聞社が令和2年10月から11月にかけて全国815市区を対象に実施したSDGs先進度調査は、市の回答に国の公表データを加えて、経済、社会、環境の3側面から各指標を得点しランキングしております。この調査には44の設問があり、中には、SDGsを総括する部署や職員の配置、公用車の電気自動車等の導入状況や、蓄電池、風力発電など再生可能エネルギー導入に対する独自助成制度、路線バス専用レーンの導入やパーク・アンド・ライド用駐車場の整備、道路の混雑緩和のための交通需要マネジメント取組、車道と分離された自転車走行空間の総延長など、規模が大きな自治体向けの設問が多かったのではないかと感じております。

一方で、本市独自の取組である環境維新のまちづくりとして、地域電力による電力の地産地消の取組などが設問になく、評価されていないところもあります。

しかしながら、この評価結果については真摯に受け止めなければならないと感じております。

今年度策定している第2期総合戦略や第2次環境基本計画におきましても、基本目標が目指すべき方向性をSDGsにおける17の目標と関連づけし、SDGsを原動力とした各種施策を推進していくこととしております。

市としましては、今後、総合計画や分野別個別計画につきましてもSDGsの関連を明文化し、市民や企業等、多様なステークホルダーとの共通認識を図りながら各施策や事業に取り組み、SDGsが目指す経済、社会、環境の3側面でバランスの取れた持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 環境問題は、動植物、景観、大気、水、土壌など幅広い範囲にわたっておりますので早急に改善するということはなかなか困難なことです。ここでは海岸の保全について、以下、伺ってまいります。

昨年7月の豪雨では、大里川の堤防の決壊をはじめ、浸水や崖崩れなど、市内の至るところで被害が発生しました。この豪雨により、海に流れ出た竹や木切れが海岸に押し寄せ、照島参道に面する須賀海岸も漂着ごみで埋め尽くされ、茶色になった海岸を見て、観光客の皆様も驚いておりました。

さらには、9月の台風10号は最大級の警戒が呼びかけられる台風で、照島海岸にはいまだかつてない大量の漂着ごみや樹木が押し寄せ、ウォーキングコースにまで海砂が打ち上がっておりました。連日、多くの方がボランティアで片づけをされましたが、プラスチック、竹、木切れ、漁網、大木など、どこから手をつけていいか分からないほどのごみの量で、私も手伝いましたが、手作業ではなかなかはかどらずに、気が遠くなるような思いでした。かなりたってから重機が入りまして、落ち着いた次第です。しかしながら、別府の黒瀬辺りはいまだに片づいていません。

また、私は、市来海岸で開催されましたウォーキング大会に、四、五年前、参加しました。先日、久しぶりに訪れましたところ、ウォーキングコースの海砂の流出が見られ、勾配が急になっていて、歩きづらい海岸になっておりました。戸崎に近い辺り、崎野潟では浜崖を抑止する工事が進んでおります。

そこでまず、本市の海岸の現状に対する見解について伺います。

○生活環境課長（上原 昇君） 本市の海岸については、遠浅で青松白砂の砂丘が広がっていました。

しかし、昨今では砂浜流失も見受けられますが、一部では堆積している場所もあります。さらに、近年では想定外の大雨など、これまでにない多量の流木や家庭ごみなどの漂着物が海岸に打ち上げられています。

海岸については県の管理であり、また、松林などの保安林については国、市が管理しております。

このことから、海岸保全について、管理者の国、県と協議してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 市来海岸の砂の流出の件ですが、私は、平成23年の第5回定例会で、照島海岸の保全と整備について一般質問しました。

答弁では、照島海岸の海砂は海岸内で移動していて、海砂の採取による海岸地形への影響はないということでしたが、市来海岸の海砂流出の原因は何が考えられるのか。潮流の影響であればどこかの海岸に砂が堆積しているはずですが、照島海岸には運ばれていないようです。島平沖合での海砂採取との関係を指摘する声もあります。

令和2年度の本土地区の海砂採取予定数量は70万1,000立方メートルで承認されておりますが、島平地先沖合の採取量はどのような傾向か、増えているのか減っているのか、伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 島平沖の海砂採取量についてであります。

本市に係る海砂の掘削場所は、島平地先沖合で、海岸より2,500メートル以遠の水深約27から30メートルの海岸で行われております。採取量の実績は、平成28年度は約10万3,000立方メートル、平成29年度は約12万6,000立方メートル、平成30年度は約11万6,000立方メートル、令和元年度は約11万7,000立方メートルの実績、令和2年度は13万立方メートルの予定数量となっております。

○9番（中里純人君） 採取数量の変化はないようです。

ここ10年間の水深の推移など、長期的な水深調査はなされていないのか、海砂の流出との関係は考えられないのか、伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 海砂の採取に伴う自然環境への影響を考慮し、県においては海岸の深

浅測量調査を継続的に行っております。調査は音響測探機による水深測量や水中ビデオでの海底面の撮影を行っており、結果、掘削場所へ周辺の海底からの砂の流出は見受けられない状況のため、海岸地形の影響はないとの報告であります。

○9番（中里純人君） 海砂の採取による影響はないとのことですか。

12月議会でも同僚議員から沖ノ浜一帯の整備について質問がありました。グランピング施設のオープンによりまして、利用者が気持ちよく散策できるように整備し、さらなる交流人口増を図らなくてはなりません。今後、崎野潟の浜崖が拡大しないことを願っております。

次に、海岸漂着物についてです。

海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るために平成21年に制定されました海岸漂着物処理推進法は、依然として国内外からの海外漂着物が存在していること、海流ごみが船舶の航行や漁業に支障があり、プラスチックごみ、とりわけマイクロプラスチックが生態系に与える影響に関心が高まって国際的な課題となり、地球規模で取り組むために、平成30年6月22日に改正されました。改正では、海域に漂流あるいは海底に存する漂流ごみ等や海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加すること、地方公共団体は地域住民の生活または経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないということです。

また、海岸管理者である鹿児島県の海岸漂着物対策推進地域計画によりますと、本市は重点地域に指定されており、市の役割として、1、処理等に関する海岸管理者等への協力及び要請、2、民間団体等への情報提供、3、地域における発生抑制対策、普及啓発、環境教育の推進が挙げられております。

9月の台風による漂着物への対応について、住民やウオーキングコースの利用者からは、重機での対応が遅過ぎるなどと多くの声が聞かれました。

平成23年の照島海岸の保全と整備についての一般質問では、海岸の管理者は県であるが、漂着物の処理費用は市で負担しているという答弁でしたが、今

回のような台風による大量の廃棄物の漂着被害について、先に述べました改正海岸漂着物処理推進法によりますと、台風や洪水などの自然災害廃棄物の処理に関わる費用は国の助成制度があるようですが、対象にはならなかったのか、伺います。

○生活環境課長（上原 昇君） 昨年7月、9月の大雨等による照島海岸などへの漂着物除去に伴う国の助成制度については、事業採択が大規模災害を想定しており、本市の漂着物除去については補助対象要件を満たしておりませんでした。

しかし、昨年の照島海岸の漂着については、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業の本市への配分枠内での実施を条件に、県の下承を得て、一部実施したところであります。

○9番（中里純人君） ボランティアの皆さんからは、集めた漂着ごみをどこに置いたらいいのかとか、日置市から駆けつけてきた方からは、集めたごみの置場が分からずに家に持ち帰ったという話をお聞きしました。

今後も、今回のようなことが起こり得ることから、対応策を考えておかなければなりません。

今、拾い箱プロジェクトという事業が全国で進められております。この拾い箱というのは、与論島の方が一人で海岸のごみ拾いを始めていて、多くの方に参加してほしいと募ったところ、1年目で3,185人の地元の方や観光客が関わったそうです。

そこで、誰でもいつでも拾った漂着ごみを入れられる拾い箱を島内8か所に設置し、行政が回収する取組を始めました。この拾い箱というのは本市の公民館に設置してあります家庭ごみの収納箱のようなものです。このことが日本財団の2019海ごみゼロワード大賞を受賞して、今、全国で広がりつつあり、県内でも、鹿児島市、垂水市、霧島市、指宿市に計8か所設置してあります。昨年は磯海水浴場でイベントが行われたようです。

本市でも、拾い箱について検討されてはいかがか、伺います。

○生活環境課長（上原 昇君） 拾い箱については、与論町で個人の方が海岸に漂着したごみをいつでも誰でも拾うことができるように海岸にごみ箱を設置

する取組をされ、この活動が県本土でも各種団体により昨年から広がりを見せているようでございます。

本市の財産である海岸をきれいに保つ方策の一つであろうこの取組については、現在設置している他市町村への経緯と状況を含め、調査研究してまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） ぜひとも進めていただきたいものです。

次に、市独自の海岸ボランティア制度についてです。

私は前回の質問で海岸ボランティア制度について一般質問しました。アダプト制度とって、登録したボランティア団体の活動に対して行政は傷害保険と軍手やゴミ袋を提供するというもので、本市でも取り組んでどうかと提案しました。

答弁では、県がみんなの水辺サポート推進事業を実施しているの、周知を図ってまいりたいとのことでした。

どのような周知がなされ、どのような成果があったのか伺います。

○生活環境課長（上原 昇君） これまで県の事業であるみんなの水辺サポート推進事業などについて関係課でポスターの配布、広報紙への掲載など周知を行ってまいりましたが、なかなか登録団体としての実績が上がっておらず、現在、本市において、海岸サポーターが1団体、河川サポーターが26団体登録されているとの報告を受けております。

○9番（中里純人君） 登録団体の実績はないとのことです。

海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物の問題は広範な国民の協力が不可欠で、民間団体等との自主的取組が促進されることが重要であり、緊密な連携と活動の支援を行うとうたっております。

本市の第2次環境基本計画のために昨年の7月に行われました市民アンケートでは、環境保全のための市民や地域活動に参加したいというのが67.9%です。そのうち、事業者や行政と連携した取組であれば参加したいが22.6%、ボランティア活動したい気持ちはあるが、何らかの働きかけがあれば参加するという方が多いということです。

行政が主体となることで、きっかけづくりができます。常日頃から多くの人の関わりで海岸を整備することが大事なことでないでしょうか。

海に面した私たちの町です。海と共存していかねばならない本市のまちづくりをしていかねばならないことから、私は、行政はもとより企業、ひいては市民の皆さんとともに取組を進めていかねばならないと切に思っております。

5名以上の職場、地域、観光、商店会など団体で海岸の清掃や美化活動を行う、登録団体による本市独自の海岸ボランティア制度は考えられないのか、伺います。

○生活環境課長（上原 昇君） 本市においては、個人、団体等による地域美化活動のボランティアについてはゴミ袋、手袋を配布し、集められたごみの持込みについて環境センターで減免措置を行っております。

議員仰せの新たな海岸ボランティア制度については、海岸と隣接するまちづくり協議会へ、一つのメニュー事業として活動できないか、働きかけてまいりたいと考えております。

○9番（中里純人君） 海岸のある団体に働きかけるとのことです。全市的な取組になればと思っております。

昨年の3月に、観光特産品協会が音頭を取りまして、照島海岸の清掃が行われました。市長、副市長をはじめ、約70名の方が雑草や木の枝を払っていただき、薄暗いとされてきた通路に日が差し込むほど明るくなりまして、今、多くの人が島の先端の驪龍巖辺りまで散策されております。

照島神社から照島海岸一帯は本市の重要な観光ポイントであることは言うまでもありません。環境整備は行政だけでできることには限界があります。多くの民間の皆さんのお力を借りて一緒に努めていけたらと思っておりますが、市長に答弁を伺って、この質問を終わります。

○市長（田畑誠一君） 海岸の大切さということ、他市の例等もひもとかれて、今、いろいろ御提言をいただきました。

私が言うまでもなく、そもそも国家全体が四面海

に囲まれています。そしてまた、国家の繁栄というのも海を通して、具体的に申し上げますと、例えば、石炭や石油、鉱石を運んで来て、そしてまた、海を通して船で製品を加工して、そして、我が国の経済は大きく発展を遂げました。私たちの生活の中でも、海は、魚介類は私たちの命をつなぎ、そしてまた、縷々述べておられる海岸は私たちの憩いの場として、そしてまた、とりわけ、今、例に出されました照島海岸につきましては、本市のまた観光スポットとしてもとても重要なところであります。

他市で、今、与論町のごみ拾い箱の話もされましたが、アンケート調査の結果も67.5%か何かおっしゃいましたが、海に対する愛着と申しますか、海に対する感謝、もっと申しますと海に対する祈りの心というのを国民の皆さん、市民の皆さんお持ちだと思えます。

いずれにいたしましても、海に恵まれている、海に囲まれているということは私たちにとって大変な宝であります。この宝を活かさないことには申し訳ないことであって、先ほどから御提言いただいておりますように、行政だけでも限界があります。そして、それは長続きもしないが大きい成果も得られません。

現に、本市の浜競馬であってもまぐろフェスティバルであってもかんむりだけ山市であっても全部県下でも名物の行事になっておりますけれども、全部始めたのは民間の方です。やはり民間の皆さんの活力を活かすというのが大事だと思えます。それには、そのきっかけづくりとして行政がその責めを果たすというのも一つの役割ではなかろうかと思えます。

いずれにいたしましても、中里議員お述べになっておりますとおり、海を守る、海をたたえる、海にささげる、それはやっぱり原動力は市民の皆さんです。だから、先ほどから声高におっしゃっておられるように、市民の皆さん方みんなの力を結集するように、そのためには行政が一つの先駆けとして役割を果たさなきゃいけないと思っておりますので、また引き続きいろいろ御提言を賜りたいと思えます。

○9番（中里純人君） 次に、職員の働き方改革についてであります。

私は常々、私たち議員を含めて行政に携わる職員の服装はどのようなものがあるのか、職員も様々な仕事があるわけですし、一律に決めるのもいかなものかと思えますし、また、野放図にしておくのも市民から見てもおかしなものになるかもしれません。快適性とか利便性もあるんでしょうし、男女差もあるでしょう。また、執務する場所の気温の差とかあると思えますから、この機会に市当局の考え方を整理しておくのも必要ではないかという観点で、以下、伺います。

1、今の時期の本市の職員の皆様の服装を見ますと、男性ではネクタイをしている方がほとんどです。しかし、作業着の方が、中ではポロシャツの方とか見受けられますし、服務規程の第2条には容儀を正しくすることと申してあるわけですが、現在、本市の職員の服装の規定というのはどのようなになっているのか。職種とか男女などで規定の差はあるのか。

2、職種によっては制服など支給しているようですね、規則では職員の範囲を定めていて、作業服の貸与期間は4年となっていて、その後は支給となるようですが、その根拠はどのようなになっているのか、伺います。

○総務課長（東 浩二君） 市職員の服装を定める規定、これにつきましては、現在、細かく定めてはおりませんが、服務規程において、職務の遂行に当たっては容儀を正しくすること、これを服務の原則として規定をいたしております。また、接遇マニュアルというのを定めてございまして、この接遇マニュアルにおいて、市民に安心、信頼感を与えるよう清潔、端正な服装、名札の着用など、職員として適切な身だしなみの在り方、これを示しているところでございます。

現在、職員は、職務規定及び接遇マニュアルに基づきまして、市民全体の奉仕者として適切な服装に心がけているところでございます。特に、先ほどありました男女別で定めてありますとか、あるいは、職種でこれを定めてありますかと、そういう細かいところまで定めてございません。

それから、服装の貸与期間のことについても尋ね

られました。これにつきましては、まず、規則で被服貸与規則というのがございます。この中で、職務を執行する上で必要な被服等の貸与ということで定めてございまして、職員の範囲、そしてまた、その貸与期間というのを定めてございます。具体的には、貸与の対象者というのが現場があるところ、農政課であったり都市計画課、土木課であったりとかあるいは生活環境課であったりとか、そういった即時現場に行き対応しなければならない、そういった課の職員については貸与していきますという、そういったところが根拠となっております。なお、貸与期間というのがおおむね、他市を見ていると4年ごとということになっているようでございます。

○9番（中里純人君） 今、接遇マニュアルのことをおっしゃいましたが、私も見てみました。身だしなみの項目で、「だらしのない服装は市民に不安、不信感を与えます。毎日きちんとした服装で市民に安心、信頼感を与えましょう」と書いてあるだけで、男性のスーツやネクタイ、女性のスカート丈とかパンプスなど何ら規定がないようですが、服装は基本的には自由と受け取っていいのでしょうか。

○総務課長（東 浩二君） 服装については細かな規定というところまでは定めておりません。しかし、社会通念上適切な服装、それが重要であるというふうに考えますので、細かな規定というところではないというふうに考えています。また、それで縛るものでもないというふうに考えます。

○9番（中里純人君） 次に、通年ノーネクタイについて伺います。

環境省では、来年度から、冷暖房の過度な使用を控えるように、節電対策としていた軽装でのクールビズ、重ね着のウォームビズの実施期間を設定しないこととしました。これを受けまして、働きやすい温度は個人個人で違うことから、クールビズでのノーネクタイを通年として、働きやすい服装で仕事能率を向上させ、市民サービスのより一層の向上につなげていこうとする自治体の動きがあります。熊本県の芦北町では、町民の方からネクタイは堅苦しく遠い存在に感じるという声があり、親近感を感じて気軽に話しやすい雰囲気をつくるために、2019年11

月から通年でのノーネクタイを実施しています。同じく熊本県の宇城市では、今年より施行を始め、職員や市民の反応を見て4月から本格実施するということです。1、公務員としての品位を失わない節度のある服装、2、式典出席など社会通念上必要とされる場所ではネクタイ着用、3、ネクタイの着用は各自の判断とすることなどに留意して実施するということです。職員の方からは、室温に合わせた調節がしやすく体調管理もできると歓迎する声があります。ほかにも千葉県松戸市や長野県松本市でも同様な取組があるようです。民間におきましてもお堅いイメージの銀行をはじめ、様々な業種で服装の自由化が進んでおります。

庁舎の空調は27度に設定してあるようですけれど、串木野庁舎では1階と3階では寒さが違いますし、市来庁舎の1階は寒いと職員の方からお聞きします。

先ほど他市の事例を紹介しましたが、働き方改革の一環として、ノーネクタイによる快適な服装により業務の効率がアップして一層の市民サービスの向上が図られたらと思いますが、職員の皆様からはこのことについては御意見等とかなないものか、検討されてはいかがかと思えます。伺います。

○総務課長（東 浩二君） 通年ノーネクタイの取組についてでございます。

現在、本市では、クールビズによるノーネクタイにつきまして、5月から10月までの6か月間実施をいたしております。環境省におきましては本年4月から、気候変動やその年の気候に合わせて、職員一人ひとりの自主性を尊重し働きやすい服装で執務が行われるよう、クールビズ、そして、ウォームビズなどの期間を設定しないということとされたようでございます。

環境省の取組を受けまして、働きやすい服装で公務能率の向上を図るべく、年間を通じてノーネクタイの取組を始めている県外の自治体もございまして。これは先ほど御紹介いただいたそういったところもあります。

そして、通年でのノーネクタイの本市での導入、これにつきましては、働きやすさ、あるいは、公務能率の向上が見込まれるとは思いますが、全体の奉

仕者としての適切な服装、そして、身だしなみもございまして、今後、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番（中里純人君） 検討していくとのことですが。

市民サービスの向上の一助となればとの思いで質問しました。

以上で質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、吉留良三議員の発言を許します。

[1番吉留良三君登壇]

○1番（吉留良三君） お疲れさまです。通告しました大きく1点について、今後の市政運営についてお伺いしたいと思います。

合併15年を経過しようとしております。これまで合併特例債や合併算定替などがありましたが、これらが終了して、さらには人口減少に伴う市税、固定資産税などの税の減少も言われております。加えて、収束が見通せないコロナ禍などによる市政を取り巻く状況などから新たな方針が示されたところであります。多くの事業を広く浅く実施する従来型の行政運営を変え、将来を見据えて行政を経営する視点に立ち、市民に真に必要な事業をメリハリをつけて実施すると言われております。

現状は受け止めながらも新たな価値観を創造しながら心豊かな地域づくりを目指すべきではないかと思っております。今回の提案の基本となる考え方、このままいくどのような問題があるのか、どう改善するのかを含めて見解をお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 吉留良三議員の御質問にお答えいたします。

市政運営における今後の課題と新たな方針についてであります。大変大きなテーマであります。

これまで、市の事業については市民に必要と考えられるものを着実に実施してまいりました。しかしながら、吉留議員お述べになられましたとおり、これからの人口減少社会、さらなる高齢化の進行に伴い、税収等一般財源の減少、さらに、社会保障関係費の増大が見込まれることから、ますます厳しい財

政状況となることが想定をされます。

そこで、今後におきましては、新たに策定した第4次行政改革大綱で基本理念として掲げる経営型行政運営への転換を図り、各種事業については選択と集中を実践するとともに、将来に希望を持てる事業を展開しながら、持続可能な市政運営に努めてまいりたいと考えております。

○1番（吉留良三君） 今、お答えいただきましたが、これまでも言われております管理型行政運営、多くの事業を広く浅く実施する従来型の行政運営と言われます。これにどのような問題があったかということですが、これまで補助金もあった、合併特例債もあった、合併算定替もあった、そして、例えばこういう問題もなかったのか。例えば、国の補助金はただというか、そういうことで、自治体は事業自体の必要度よりも事業量の確保を優先させて、無駄な補助事業と申しますか、そういうこと等がやられて職員は対応に追われたとかそういうことも、本市ばかりじゃなくて、いろんなところで言われるわけですが、そういうこと等を変えようということではないでしょうか。

○総務課長（東 浩二君） これまでの運営の在り方というのが、どちらかといいますと広く浅くという、先ほど言葉もございましたけれども、世の中ほとんど動いていっているんですね。そうしますと、新たな取組とかそういったものが出てまいります。その時代にふさわしい、あるいは、行うべき事業というのが出てまいります。そうしますと、それには当然財源が必要になってくるということでもありますので、社会経済が伸びていく時代はそれで対応ができる。しかし、過去30年ぐらい前ぐらいから縮小経済に入っている。そういった中でもやはり行うべき事業は行いましょうということで進めてきてまいりました。そこにはかなり、今、無理も来ているという状況でございます。

ですから、事業を新たに展開をしていくときにはスクラップ・アンド・ビルド、もうそろそろこの事業は賞味期限も切れていますよねとか、そういった事業も中にはあるというふうに思われます。しかし、管理型という行政運営は今まである事業をそのまま

やっていきましょうという考え方なんです。ですから、それはもう転換を図らなければならないという、そういった時代にもう来ている。結構前からそういうことであつたろうと思うんですが、その取組がなかなか進んできていないというのが現状であろうというふうに思います。

先ほど市長の答弁にありましたけれども、人口が減っていくということは一般財源等も減少してまいりますし、それから、高齢化の進行、これによって社会保障関係費もかなり増大をしていく。そういった中で、真に必要なサービスはどこにあるのかと、そういうことでもあります。ですから、必要なサービスは当然、その時代に即応した形で展開をしていく必要がある。一方、この事業はどうかなということについては残念ながら削減もしていかなきゃならないということで、メリハリをつけた経営型行政運営、この考え方を掲げまして、今後、市運営はなされていくという、そういった考え方になっていくかと思えます。

○1番（吉留良三君） そういう意味で言うと、さっきちょっと補助金のことを言いましたけれど、その辺も峻別をしながら市の特徴というか独自性というか、そういう市政に活かす、補助金も含めた、それにも市の独自の分が、また必要な財源があるでしょうから、そういうことを含めて、今後、本市の持っている特性を活かしながら事業を展開していくことだというふうに思えます。今後、そういう意味ではある意味ではチャンスといいですか、そういう捉え方をしながら市を運営していくということが必要なんじゃないかなというふうに思えます。これらのことは財源問題も引き続き、この間申し上げておりますが、地方交付税等の改善問題を含めて取組を強めていただきながら、東京一極集中の改善を含めてぜひ続けていくチャンスにしていきたいというふうに思えます。

次に、その改革の一環として、組織機構見直し案の目玉として戦略対策係を挙げて、従来の政策課政策係のその現状と問題では、政策立案ではなく事業課となっているとあります。新設の戦略対策係にどのような役割を考えていらっしゃるのか。どうすれ

ば生きた政策が立案されると考えられるでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 企画政策課戦略対策係の設置とその目的についてであります。

今回新たに設置します戦略対策係は、本市の10年、20年先を見据えた政策などを調査、検討し、将来構想などを企画立案する専門部署であります。言い換えますと、戦略対策係は今後本市の、ちょっと口幅つたいですが、シンクタンクとしての役割、機能を担っていくものと考えております。

今回の組織機構の見直しにより、少子高齢化や人口減少社会への対応を行うとともに、新たに設置します戦略対策係やシティセールス課を核として、住み続けたいと実感できるまち、住んでみたいと選択されるまちづくりの実現に向けて、本市の特色やよさを活かした新たな政策に取り組んでまいります。

○1番（吉留良三君） 今、シティセールス課ということも出されましたので、少しこういう方向かなというのが見えるような気もしますが、これは4月から新しい体制をつくってやっていこうということですが、例えば、どの程度の期間でまちづくりの展望をつくっていくのか。例えば、環境のまちいちき串木野を目指そうと、そういうことをシンクタンクとして考えていこうとした場合、例えば、産廃ごみとか農業とか多岐にわたるわけですが、これは分かりませんが、どこまで受け持つというのか、そこが企画立案するのか、その辺が分かれば教えてください。

○総務課長（東 浩二君） 今回、組織機構見直しにおきまして、政策課が企画政策課に名称が変わりまして、そこに戦略対策係が置かれるということになります。ですけれど、先ほど市長からありましたとおり、この係の役割というのが言わばシンクタンクというようなこと、調査研究を行っていく、そして、その中で新たな本市が進むべき特色あるまちをどのようにつくっていくのかと、そういったことが主体的な業務となっていくのであろうというふうに考えています。

まちづくりというのは今日やってあしたできるわけではありません。これはもう当たり前の話です。よくハワイなんかを例に取れば、何十年という期間

をかけてつくっていった。あるいは、軽井沢もそうですね。あそこも最初、外国人のほうから話があって、そして何十年という時間をかけてそこに向けて進んでいる。現在もそうであります。

ですから、本市も基幹となるもの、本市の特色をどこに活かしていくのかということ、これを定めていくことがまず最初であろうと。これは、市民の皆さんが本市を誇れる、自慢できるまちをどういう部分にしていくのかという、そういうところから始まっていくということになります。今までもあるんですが、それを活かしていく、そういったことであろうと思います。

ですから、これにはいつまでという期間はないと思います。それに向けて市民の皆様方と一緒にまちづくりをしていくという、そういうことを先導していくような、そういう取組になっていくであろうというふうに考えています。

ですので、これというふうに市の姿を定めた場合、それに向けて力を皆さん結集しながら本市をつくり上げていく、それにはそれ相応の期間が必要になりますし、また、それに向けて進めていくということであろうかと思えます。

○1番（吉留良三君） 分かりました。今後の政策の柱をしっかりと、ここを中心に立てていただいて、新しいといいますか、いちき串木野をつくっていかなくちゃいけないというふうに思います。

そういう意味も含めて、これから申し上げます一、二の質問、これらをできればそういう研究課題といいますか、新しいまちづくりの一端にしてもらえればという思いも含めて申し上げたいと思います。

市長の言われる住み続けたいまちについて、先ほども同僚議員からありましたが、SDGsの方針、取組が必要と思いますが、今後どう取り組まれるのか。

一つは、私たちが今後避けて通れない課題の一つに気候変動問題が、つまり、地球温暖化があります。産業革命以降、人間は膨大な二酸化炭素を排出するようになり、産業革命以前は280ppmあった大気中の二酸化炭素濃度が2016年には南極でも400ppmを超えてしまったそうであります。二酸化炭素な

どの温室効果ガスが地表から放出された熱を吸収し、大気は温まり人間が暮らせる温度に保たれてきたと。これが必要なことだったんですけど、それが進んで、今や温暖化が進んで氷河や南極の氷も融解が始まっております。我が国も本市も異常気象で災害が多発を始めています。まさに地球規模の危機が進行して、市としても温暖化対策は避けて通れない課題になってしまっているというふうに考えます。

そこで、脱炭素社会へ市としてどのように挑むのか。

先日開催されました、先ほど同僚議員からも言われました環境審議会でもSDGsの理念を取り入れた方針が議論され、今、パブリックコメントに出されているというふうに考えます。その中に、計画策定の目的にも、このように様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動によって、限りある環境が地球規模で脅かされているということでもあります。地球環境を守る取組として環境負荷の少ない環境の創出型がうたわれ、省エネやエコドライブなどに取り組み、さらに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全に取り組むとしております。

今、毎日のように新聞報道等でもありますが、脱炭素社会への移行、2050年までにCO₂実質ゼロ、これに本市として具体的にどう取り組まれるか、見解をお伺いします。

○生活環境課長（上原 昇君） 地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体はその区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進し、事業者や国民はその施策に協力することを定めております。これらを踏まえ、本市の第2次環境基本計画では地球環境の環境目標として環境負荷の少ない環境の創出を掲げ、SDGsにある持続可能な取組として四つの施策の柱を設けております。

まず一つ目に、車のエコドライブやエコカーの普及などの温室効果ガス排出削減の取組、二つ目に、いちき串木野電力による地域電力の地産地消や家庭用高効率機器の普及などの省エネルギー対策、三つ目に、太陽光発電や風力発電事業の推進などの新エ

エネルギーの活用、四つ目に、森林資源の適切な管理などによる森林の保全・再生による二酸化炭素吸収源の確保を掲げ、脱炭素社会の実現を目指し本市が取り組むべき事項について計画しております。

国が目指す2050年までのゼロカーボンを達成するには、何より市民、事業者、市の三者が脱炭素社会に向けそれぞれの役割を果たすことが第一と考えております。

○1番（吉留良三君） 今、課長にお答えいただきましたし、審議会の答申を前にして新たな計画が出されると思いますが、それに向けてどう取り組んでいくかだというふうに考えます。

今日もちょっと見ましたけれど、パリ協定が目指す産業革命前に比べて2度以上上がれば蜜蜂の受粉もできなくなると書いてありました。私たちの周囲にも蜜蜂がいっぱいおるんですけど、そういうこともできなくなるということで、国連事務総長も危険信号だと警告をしているようです。さらに、これも最近新聞で見ましたが、国は2兆円の脱炭素基金を予定しているというふうに書かれておりました。

これらを含めて、本市として、計画ができた以降かもしれないが、より市民への周知、協力体制をどのように今想定されているか、広報等を含めて教えてください。

○生活環境課長（上原 昇君） 今、本市では第2次環境基本計画を策定中であります。今現在、パブリックコメントを市民宛てに発信し、広報紙等も今後載せていきたいと。

やはり市としての取組としては、まず、こういう脱炭素に向けた市民への広報、事業者への広報、これが一番大事かと思っております。その部分の周知。それとまた、市としては、いろんな関連の事業も導入していきたいと考えております。

○1番（吉留良三君） これは、この間言われていますように、非常に大事な課題ですので、計画策定後を含めて、また具体的にはやり取りをしながらより計画が実施されるように求めて一緒に頑張りたいと思うんですが、そうした中で、本当に地球規模のといえますか、危機状況含めてこれが共有されつつあって、どうするかということで本市もこう

いう取組を進めているわけですが、実は、今度の機構改革の中で、環境の文字が課名から消えております。これについて、議員の間でもこれはどうということだという話があったんですが、これについて、これはどういうことなのかということを含めてお答えいただきたいと思っております。

○総務課長（東 浩二君） 今回の組織機構の見直しでは、急速な人口減少社会に対応した効率的な行政運営を行うために、市民課と生活環境課を統合しまして市民生活課としております。

環境問題につきましては、重要な施策の一つでございます。特に、地球温暖化対策による脱炭素社会に向けた取組は、日本のみならず世界全体にとって大きな課題となっております。

そのため、環境対策につきましては後退することなく着実に進めていく必要がございますので、市民生活課環境衛生係において環境対策に的確に取り組んでいくことといたしております。

○1番（吉留良三君） 着実に取り組むということだし地球規模の課題だと言われるんですが、名は体を表すと言われるんですけど、この環境の字が、本市の課名一覧とか確かに環境衛生係ということで担当ということではなっていますけれど、果たしてこれでいいんだろうかというふうに考えます。やっぱりしっかりと、市民生活環境課でもいいですけど、企画政策環境課でもいいんですけど、環境の字をしっかりと表に出して、市はしっかりと環境問題に取り組むんだという姿勢が必要じゃないかというふうに思うんですね。

ちょっとネットで調べたんですが、薩摩半島を中心に見ましたけれど、長島町から指宿市まで、環境の字がない市、町はなかったと思います。長島町も介護環境課、うちと似たような人口規模ですか、伊佐市は環境政策課、南さつま市も市民環境課、指宿市も環境課、南九州市も環境課、両隣、薩摩川内市、日置市も環境課です。垂水市、生活環境課、西之表市、環境課、このようになっているんですけど、やっぱり私は、4月を前に間に合うのかどうか分かりませんが、環境の字を復活させていただいて、市の姿勢を市民にも知らしめるといいますか、決意

を示すということが必要じゃないかと思うんですけど、市長、どうでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今日のこの世界的気候変動というのは明らかに地球温暖化ではなかろうかと皆さん異を唱えておられます。そういった面で考えますと、環境というのはとても地球規模で大事な問題であるし、それからまた、私たちの市民生活の中でも全ての面での環境というのが整うことが快適な市民生活につながると思います。今回の機構改革で、こういう形で市民生活課環境衛生係というところで一生懸命横との連携を図りながら取り組んでまいろうというふうに、今、組織等を考えているところがあります。

いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたとおり、また、吉留議員が力説しておられるとおり、まさに環境は大事であります。ある意味、今、現代社会を生き抜く私たちにとって命だと思っております。そういった面で、環境政策については十分に取組みたいというふうに考えております。

○1番（吉留良三君） 分かりましたというわけにはまいりませんので、これについてはぜひ引き続き検討を求めて、次に移ります。

次に、同じ流れで、特に重要だと思われませんが、環境保全型農業をどのように進めるかについてお聞きします。

これもSDGsの中に、飢餓をゼロに、持続可能な農業の推進も17の目標の一つにあります。世界的な人口増加と環境破壊の進行で食糧不足が言われております。安心安全な食料の確保と増産が求められております。

いろいろ言いながら、我が国は食料自給率は37%しかありません。今日の状況からすると、輸入が、輸出がどうこうということになった場合の非常に問題を持っている37%です。

そういうことで、この政策を推進するにもやっぱり気候変動対策を抜きに実現できないのではないかと。これまで日本は化学肥料や農薬を使う農業が中心でしたが、肥料に含まれる窒素が温室効果ガスの原因と指摘されているほか、農薬が生態系に与える影響も懸念されております。CO₂削減に向けた役割に

は、農業の役割は大きなものがあると思います。政府も有機農業を農地の25%にまで拡大して脱炭素への取組を加速するというので、先日報道されておりました。

本市の環境保全型農業の現状と今後についてお問い合わせいたします。

○農政課長（富永孝志君） 環境保全型農業の推進についてでございます。

環境保全型農業は、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業であります。

本市では、環境保全型農業直接支払交付金事業による有機農業の推進や有機JAS認証制度の取得補助など、環境保全型農業に積極的に取り組んでいるところでございます。

この環境保全型農業を推進していくことで、化学肥料や化学農薬の使用削減による水質汚染防止や適切な土壌管理によって気候変動の抑制につながり、結果としてCO₂削減につながっていくものと考えております。

○1番（吉留良三君） 今、お答えいただきました環境保全型農業を進めていらっしゃるわけですが、とにかく異常気象で農業振興地域を保全しよう、いろんな取組をして地域を活性化しようとしても、やっぱりこのCO₂問題含めた高温化等で農業が困難になってくるという状況はあります。

また、今言われましたけれど、農業の持つ特性ですね。こういう記事がありました。山梨で果樹の桃やブドウの剪定した枝を炭化して、炭にして土壌に返すという取組が載せられておりましたが、これがすごく効果的だということで、JA山梨ではそれを推進するというのでやっているようであります。堆肥を入れるとか緑肥を入れるとかということもあります。それらも含めてさらに、本市もサワーポメロを含めて果樹が結構あるわけですが、そういう剪定した枝を炭化して畑に返すことで、CO₂が放出されるのを防いで土壌に炭素貯留ということで貢献しているということだそうです。

これらを含めて、ぜひ、今後ともそういう取組を

一層強めていただきたいですし、さらにもう一つは、森の持つ役割と申しますか、森林環境税に絡んで森林の保全管理も大変重要じゃないかと思えます。最近、あちこちで森林の整理が進んでいるのを見るわけですが、これらの取組も今後必要になってくるんじゃないかと思えますが、その辺の現状や課題について教えてください。

○農政課長（富永孝志君） 森林環境税及び森林環境譲与税の制度化されました趣旨につきましては、地球温暖化防止のための温室効果ガス排出削減や災害防止を図ることをごさいます。これによりまして、森林経営管理制度という新たな森林管理システムが創設されました。これまで管理をされていなかった森林が市町村や林業経営体に管理を委託することができるため、森林が適切に管理できるようになると期待されております。

本市でも年次的に森林所有者への意向調査や集積計画の作成を行いまして、意欲と能力のある林業経営体に再委託することで森林の適正管理が図られ、CO₂削減につながっていくものと考えているところでございます。

○1番（吉留良三君） 今、お答えいただきましたが、あちこちで取組が進んでいますが、冠岳のあるところでは杉を植えて、さらにその下に併せてツバキの植栽をして環境にも役立てようということで、結構いい取組が進んでいるようであります。今後、放棄果樹園の手入れとか竹林の手入れとか進めることで、そのことが一層進んでいけばというふうに考えます。

ただ1点、やっぱり防災と申しますか、本市ではまだないと思うんですけど、切った後の重機の導入路で、この異常な気象の中で水害というか、崩れて災害がというのもあります。その辺も含めてぜひ今後留意されて取組を進めていただきたいですし、さらに、農業全体に戻りますけれど、最近、駅下のほうで有機野菜の自販機を見ました。ああ、これはいいなと思いましたが、そういうことを含めて、ぜひ、今後環境保全型農業を進めて安心安全な野菜の供給を含めて進めていただきたいというふうに考えます。

そういうことで、次に移ります。

次に、それらの課題を進める人材の確保、配置についてであります。

先に示された定員管理計画で、本格的な人口減少社会に突入する中、社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉えながら様々な行政課題に適切に対応するため、中長期的な視点で職員数を管理するとあります。会計年度任用職員制度や再任用制度、さらには定年延長も絡んでくる中で、専任職の育成、新規職員の計画的採用も述べられております。

これからの新たな課題に対応する人材の育成とともに、行政需要にも見合った適正な人員配置と、さらに、基礎自治体ですから基礎自治体として必置の行政需要への必要最小限の人員配置とかあると思うんですけども、いかに時代が進んでもこれらの必要があると思えます。

さらに、今、感じますのは、未曾有の災害に対応する農業・土木系技師職員、安心安全な食料確保で地消地産を進め、地域活性化を担い、さらには、今まで申し上げました土壌への炭素貯留で脱炭素社会へ貢献する環境保全型農業を進める農業技術職員など、今後、人口減少などに合わせた減少はあったとしても、基礎自治体として個別課題に対応する必要最小人員があります。

一方で、また新たな需要、残念ながら災害が起こってしまえばそれに対応する増員も出てくると思います。

これらについて、今後どのように考えられるか、お答えいただきたいと思えます。

○市長（田畑誠一君） 適正な人材の確保と配置についてであります。

今回策定しました定員管理計画では、職員数は人口規模に見合うよう管理することを基本としており、今後見込まれる人口減少に伴い、職員数は減少していくものと考えております。

しかしながら、お述べにされましたとおり、自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症などのような諸課題に適切に対応するため必要な人員の適正配置や、重要施策を担う部署への重点的な人員配置を行うこととしております。

このため、組織機構や事務事業の見直し、ICTの活用などによる事務の効率化に取り組む一方、職員の能力と資質の向上を図り、将来の本市を支える人材の確保に努めることとしております。

今後も社会経済情勢や多様化する市民ニーズを的確に捉えながら、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

○1番（吉留良三君） 今、お答えいただきましたが、最近感じるのが、災害対応の遅れを少し感じる部分があります。国の査定が進まないのか、国も県も、この間申し上げておりますが、現場から遠くなった行政、そういう感じがどうしてもあります。伊集院にあった土木や農政関係が本署を鹿児島市に移りました。だから、これらを含めてなのか知りませんが、次の災害も来るのになあという気もします。

ですから、ぜひ、今、お答えいただきましたが、必要最小限な人員の確保を含めてしっかりと対応していただきたいと思っております。

これらを含めて、この間人件費に対する議論もありますが、市民サービスも最後は職員の力、肩にかかっています。今言われたように、優秀な人材確保をしながら士気向上にも努めなければなりません。人事院勧告制度などで、当然、急激な人件費削減は一定の限界がありますが、既にこれまで定員削減など総人件費は減少していると思っております。あわせて、統計的に見ても問題になっている経常収支比率に占める人件費の割合は減少傾向だと思っておりますが、これについてお聞きします。

○財政課長（出水喜三彦君） 経常収支比率に占める人件費の割合についてでございます。

経常収支比率については、全体とすれば平成30年度が97.6%ということで、これをピークに、令和元年度は93.6%と減少したところでございます。

その経常収支比率に占める人件費の割合の推移につきましては、平成26年度が30.9%、これをピークに、平成27年度が29.8%、平成28年度が29.0%、平成29年度が28.6%、平成30年度が28.2%、そして令和元年度が27.3%となっております。ここ5年で見ますと年々減少傾向にあるところでございます。

○1番（吉留良三君） これについてはそういう傾向であります。

さらに、今、新聞紙等でもお聞きしますが、教職員の採用問題に関する課題もあります。国家公務員の若手の退職問題も言われています。これらを含めて、職員の皆さんの士気を確保しながら、一緒に取り組む体制つくっていただきたいと思っております。

さらにここで申し上げたいんですが、いろんな交付税が減る、市民税が減る、人件費もということで言われますけれど、この間もずっと申し上げておりますが、地域経済を考えても、域外、市外から地方交付税や補助金、賃金や年金などをできるだけ取り込んで域外流出を防ぎ、なるべく地域内で循環させることが重要ではないかというふうに思います。

いつか申し上げましたが、LM3という英国の研究所が開発した手法、地域内乗数効果理論で調査したら、同じ100万円を投資した場合、域内で8割循環すれば500万円、6割循環したら250万円ということでの最終需要合計になって、倍の差になると言われています。

市長もこの間、地域循環経済推進は重要と述べられております。私たちが目指すべきは地域循環型経済の構築であって、地産地消、地消地産、地元産愛用運動などの政策推進ではないかと思っております。どれだけ市内経済を循環するシステムを構築するかで経済効果は大きく変わってきます。GDPの6割は個人消費です。個人消費を縮小させることなく、なるべく地域に入ってきた金はなるべく地域でより多く循環させるという政策が大事じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど来、いろんなことを御提言をいただいております。現今、合併算定替がなくなったとか、合併特例債が使えないようになったとか、あるいは、人口減少によって税収が落ちてきたとか、そういった中でどのように財政運営していくかということを経営的な視点に立って先ほど来いろいろ御提言をいただいております。

現状、市内の経済を活性化するために、地域循環型経済、これを今お述べになっておりますが、吉留議員述べられましたとおり、私たちが今最も刮目す

べき視点の大きな一つだと考えております。

そこで、地域内生産と地域内調達に消費で所得が外部に流出するのを防ぎ、その所得が新たに付加価値を生み出し、また所得として分配されるサイクルの中で地域に経済効果をもたらしています。本市が取り組んでおりますいちき串木野電力もそのとおりであります。そういった思いで立ち上げたところでもあります。地域内循環ということで、地産地消を盛んにして地産多消まで持っていかなければいけないと私はかねがね考えております。

この地域内調達という点では、次期総合戦略におきまして、生産者と消費者をつなぐ機能を強化して、地産地消の普及、販路拡大及び生産者のモチベーションアップにつながる草の根地産地消推進事業に取り組むこととしております。

一方、地域経済の発展には、先ほど述べられましたとおり、地域外からの消費を呼び込み、その所得を域内で循環させることも肝要であります。述べられましたとおりであります。そのため、市では、ふるさと納税の返礼品の充実を図り、地域外の消費を取り込む施策を展開することとしております。おかげさまで、ふるさと納税、約20億円に達しようとしております。

本市の強みである食を核とした産業基盤の強化を図り、地域内生産、地域内調達にも取り組みつつ、地域外の消費を取り込む施策を実施しながら地域経済の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（吉留良三君） 今、市長にお答えいただきましたが、最後に1点だけ質問したいと思っております。

今も言われましたけれども、扶助費も増高傾向にあります。しかし、同じことじゃないかと思うんですが、逆転の発想が必要ではないかというふうに考えます。

なぜなら、今後、気候温暖化現象から地球を守るためには、環境計画にもありましたが、大量生産、大量消費はできないという現状が出てきています。扶助費も、福祉産業を育てて、地産地消を徹底して、地消地産を徹底して、雇用創出とか域内循環型経済構築、そういう意味で言うと豊かな福祉都市とか、そういうものをつくって地域で回していくとい

うことが大事じゃないかというふうに考えます。

かつて老人福祉は枯れ木に水みたいな暴言を發した元首相経験者もおられました。扶助費が増えれば困るという発想はないでしょうか。財政硬直化になるとの懸念があるんじゃないでしょうか。

市内にある、域内にあるお金をどんどん市内で回して地産地消で地域を活性化させれば、今市長もお述べになったとおり、地域活性化になっていくんじゃないかというふうに考えます。

減ったのを嘆いたりいかに減らすかよりも、いかに循環させて最終需要を増やしていくかということが、今述べられたことだというふうに考えます。

それで、今後の政策の柱として、ぜひCO₂対策、どうしてもこれは柱にしなきゃいけないと思うんですが、さらにはその中でも環境保全型農業の推進ということを柱に据えて、シンクタンクでも含めて研究し、実践の方向で大事な柱としていただくよう、最後にお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 今後の市政の進め方について、大きな柱としてCO₂の削減、それから、環境保全型の農業を推進すべきだという御提言だと思います。

今、市民の皆様方は、国民挙げてですけれど、安心、安全、そして、新鮮、おいしいものを求めています。まさにそれは環境農業だと思います。そういった面で、国民、市民の嗜好に合わせて農家の皆さん方がそういった期待があるということを肌で受け止めておられるはずでありますので、意欲を持って取り組んでいただくように期待をしております。

そのために市がなすべきことは、そういった仕組みづくりといいますか、そういったことに取り組むべきだと思いますので、その都度御提言をいただけたらと思います。

○1番（吉留良三君） ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○議長（下迫田良信君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[4番田中和矢君登壇]

○4番（田中和矢君） 一人暮らしの高齢者の対応についてお伺いいたします。

4年後の2025年には国民の3人に一人が65歳以上、5人に一人が75歳以上になります。超高齢化社会に入るわけですが、都会だけでなく、我が市のような地方にも世帯の単身化と核家族化や少子化、生き方の多様化などで高齢化社会がどんどん進んでいく状況です。65歳以上の女性の5.6人に一人は単身者であり、高齢単身者の割合が全国で一番高いのが実は我が鹿児島県で、その割合は、高齢単身者の割合ですが、22.0%、そして、ある意味興味深いことではありますが、2位が東京の20.3%、3位が大阪の19.4%だそうです。

家族や親族の支援が当たり前だという従来の考え方にとらわれず、身寄りがなく、家族がいてもその家族の支援を受けられないことも特別なことではなく、また、例外ではないとして、仕組みづくりや窓口の整備等が必要だと考えます。

近頃は、生涯未婚といわれる一度も結婚したことのない人の割合も増加傾向にあり、高齢の夫婦と成人している未婚の子どもという世帯も多くなっているようです。家族を持たない人がそのまま高齢者になったり、あるいは、配偶者と死別し、その後長い間一人暮らしだったり、様々なケースで単身の高齢者がますます増えると予想されます。年々厳しくなるお年寄りの一人暮らしで、家族や親族の支援を受けられない高齢者には様々な問題があります。

そこで、壇上からは、まず、病気の単身高齢者、身寄りのない高齢者の病気の際について伺います。

救急車等で病院に運ばれてから、身寄りがなく、また、意識の程度が低くなっている場合などには特に、医療行為の同意を誰からもらうのかという問題、さらに、入院となり身元保証人がいない場合の対処はどのようにしているのかをお尋ねいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 田中和矢議員の御質問にお答えいたします。

入院時における一人暮らしの高齢者の対応についてであります。

医療行為の同意につきましては、医師法により、医療機関は保証人がいないことのみを理由に入院を拒否できないとされていることから、基本的に保証

人の有無で入院できないといったことは生じないと思っております。

身寄りがなく、自ら入院時の医療同意等をすることが困難な高齢者の対応については厚生労働省からガイドラインが発出されており、ケースに応じてこれに従って対応することとしております。

主な相談窓口は地域包括支援センターとなりますが、健康増進課、福祉課でも受付できるよう、対応をしているところであります。

○4番（田中和矢君） 今、市長がお答えになりましたように、医師法でそういう境遇の方でも病院等は治療を拒否できないと、非常にいい制度があるようです。

ただ、お聞きしたいのは、例えば、先ほど聞きました身元保証人が現実いないとき、病院では見ていただけたけれども身元保証人がいなくて、あるいは、身寄りがいなくて、そういった場合のそのほかの問題として考えられることは、医療費の支払いの問題、それから、不幸にしてその方が亡くなられた後の対応の仕方の問題、さらに不幸なことに御遺体の引取りなどは、身寄りがなくお年寄り、独居老人とかそういった方はどういったように我が市ではなされているのか。さらに、人生の最後の問題であります葬儀や遺品の取扱いについてはどのようなふうになっているのか、お尋ねいたします。

できれば、できるだけ具体的にお答え願いたいと思います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 身寄りの、支援を行う保証人等がないといった相談があった場合、主に地域包括支援センターの専門職等が一応対応を行っております。本人や民生委員などからの聞き取り等で支援いただけそうな親族や知人等を調査し、本人の同意の下、これらの方々へ支援を要請しているところであります。これまでほとんどのケースが相談した親族や知人等による支援につながっているところであります。

親族や知人の支援が得られない場合につきましては、身寄りのない方を対象とした身元保証を行う県内の民間サービス事業者を仲介し、契約支援まで行い、入院につながっているところであります。

先ほど亡くなられた場合とかにつきましてもこの民間サービスのほうで、一定の費用が発生いたしますが、生活支援や万一の際、身柄引取りや死後事務手続、葬儀の代行、遺品整理までそちらのほうで契約することが可能というふうになっているところがあります。

○4番（田中和矢君） 建前としては今課長がおっしゃったような流れだと思いますが、実際に心筋梗塞とか脳梗塞等ですぐそういうふうになった場合の、本当に先ほど言ったような理由で身寄りがいない、あるいは、身寄りがいても何らかの理由で疎遠になっていたり拒否されたりした場合に、最後の最後、その医療機関に発生した医療費の支払いは実際問題としてどうなるのでしょうか。そういったケースはただの1件もありませんか。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 医療費の支払いにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、原則治療を受けられた本人の支払いというふうになります。生活困窮が原因という方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては福祉課等と連携して支援を行うことというふうになっております。

○4番（田中和矢君） 福祉課と連携してというシステムは分かります。実際に医療費が、例えば、25万円、30万円かかったと医療機関から請求された場合には、どのように、どこが支払いすることになるのでしょうか。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 医療費の支払いについては、こちらのほうもその方の所得等も調査することになるかと思いますが、ただ、支払い自体は、先ほどお話しいたしましたように、原則本人さんが支払うということになってまいります。実際、生活困窮かどうかという部分につきましては、医療機関のほうから相談等があった場合にはこちらのほうも調査いたしますが、実際、その金額等をどうするかという部分については、生活困窮かどうかという部分を判断して、福祉課等との連携というふうになってまいるというふうにご考慮のところであります。

○4番（田中和矢君） 特に、国民年金の方々には月に6万円ほどで、その中から天引きで老人者医療費

控除などがあれば月に3万円ほどしかなくて、本当にこの金額でこういった方々は生きていけるのだろうかと心配するのは私だけではないと思います。

今課長がお答えになったのは建前であって、私がお聞きしているのは実際に払えない場合、その方が預金の残も全くなかったときには、そういうケースがあったときにはどうするかということをお聞きしているんです。再度お願いします。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 先ほどもお話ししたとおりとなりますが、実際、支払いについてこちらのほうで支払うということにはならないというふうに考えております。

ただ、先ほどからお話ししておりますように、その方が生活困窮なのかどうかという部分については確認することにはなるかと思いますが、そちらのほうを今の時点でお支払いできるというようなことはお答えできないかと思っております。

○4番（田中和矢君） どうしても生活困窮者であれば云々ということでは曖昧になってしまっていますが、生活困窮者で払えなかった場合のことを私はお聞きしているわけで、先ほどの答弁の中に県内の民間のサービス機関があると言われますが、民間のサービス機関は決して無償で、ただで、ボランティアでやっているわけではないわけですから、そういったことをお聞きしたわけです。

これをいつまでも繰り返し聞いていてもしょうがありませんので、最後に、4点挙げたうちの葬儀はどのようになされるのでしょうか。全く預金等がなかった場合のケースです。葬儀はどうしていますか。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 先ほどお話ししましたように、身寄りがいない場合は、葬儀等については市のほうで執り行うこととなります。

○4番（田中和矢君） 分かりました。その葬儀の費用の大体の金額の規定はいかほどですか。

○福祉課長（立野美恵子君） 先ほどの葬儀費用のほうについて補足説明をさせていただきます。

もし身寄りがなく、亡くなった方がいた場合、市長が葬儀をするというわけではなくて、民生委員等が基本、葬儀等を代わりに申請をされた場合、葬祭費用というものを支払うことができます。それにつ

いては大体約18万円程度に、それは全ての経費で、最低限の納骨とかの費用になります。

○4番（田中和矢君） 分かりました。人間としての尊厳が最低限保たれるだけのことはしていただけるということが分かりました。

それでは、次に、単身のお年寄りなどが非常に困られるものの一つに、住まい探しの際の身元保証人の問題です。

民間の借家の場合には家主さんが、その方の孤独死された場合の不安、それから、家賃の面で保証人がいないという点、それからもう一つは、亡くなられた後の家財処理の問題などがあって、入居を制限したり嫌がられるケースが多いんです。保証人を親族に限定したり、家主さんの立場も分からないではないですが、そのような問題で民間の借家の場合には困るケースが最近多くなりそうな気配もあります。

そうすると、当然、公、自治体となります。頼るべきはですね。市営住宅あるいは公営住宅に頼らざるを得なくなるわけですが、その契約をする際に市営住宅は保証人を二人求めています。身寄りがなくて困っているのに、保証人の一人でもおぼつかないのに、保証人を二人です。

それから、もう一つの条件ですが、税金の滞納がないことという、このことも、非常に経済的に逼迫していて、そういった方は税金の滞納をしているケースがあると思いますが、そもそも身寄りがいないから保証人はいないわけだし、その上、二名の保証人を求められる。税金の対応については金銭的に困っているから市営住宅、公営住宅に頼るケースが大多数だというわけですから、この二つの条件は非常にハードルが高いと思いますが、実態はこのような場合にはどのような対応をなさっているのでしょうか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 身寄りのない高齢者が市営住宅への入居についてということであり

ます。連帯保証人の役割は、家賃の滞納の保証はもちろんのことですが、入居者が住宅を明け渡すまで責任を負います。万が一、入居中に亡くなられた場合、その後の対応まで行っていただくため、連帯保証人の役割はやはり重要であり、現在のところ、

できるだけ市内の方と身内の方をお願いしているところでもあります。これまでに入居申込みされた高齢者で、連帯保証人が見つからず入居ができない方はいない状況です。

しかしながら、今後も高齢者の入居は増えると思われるので、保証人がどうしても見つからない方のために、二人のうち一人については法人保証でも対応できるよう、導入について検討してまいります。

また、滞納がない条件につきましては、公営住宅は低廉な家賃のために入居者は他の市民より税の恩恵を受けていることから、真面目に納税している市民との公平性に欠けるということになり、現状では滞納がないという条件は必要と考えております。

○4番（田中和矢君） 今、都市計画課長が回答されたことはさようごもつともな、何も言うことはないような答弁であります。しかし、現実的には保証人がいない方、それから、不幸にして税金を滞納してしまっただけでなく一般の若い方でも発生し得ることですが、この若い方、高齢者以外の方は事前通告をしておりますので取り上げませんが、税金の滞納というのはどういった税金のことを言っているのでしょうか。ちょっと一つ、二つ挙げてください。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 税金は市税全般です。その全般について滞納があれば入居の条件に合わないということになります。

○4番（田中和矢君） その税金の滞納が比較的少額であれば、分割払いをする約束を取り付けて取りあえず入ってもらおうというような、心温まるというか、優遇措置は取っておりますか。どうでしょうか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 税金の分納をしていけばということでもありますけれど、今の条件では入居時点で滞納がないということが条件になっておりますので、分納をしていても完納でない限りは条件に合わないということになります。

○4番（田中和矢君） 非常に厳しい規制というか、条件を課しているなと思いますが、今後ますますこういったようなお年寄りは増えると思っておりますので、

いろいろと検討してみたり、国の何かいい方法はないものかとか、そういった検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長（下迫田良信君） 田中和矢議員、質問の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。

再開は、午後1時15分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時12分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、田中和矢議員、質問を行ってください。

○4番（田中和矢君） 次に、冠嶽園の維持管理について、お伺いをいたします。

コロナ禍で県外や遠方への旅行の自粛が求められ、冠嶽は近場で密な状態を避けられるためか、冠嶽への来訪者、お客さんが多くなっているようです。この公園を管理している係員の話では、秋の紅葉時期には土日、祭日は700人から800人の方が来られ、山歩きや自然を楽しんでおられます。

庭園内には広い池があります。近頃、毎朝静かな環境の中で、すぐ下の花川からホースを使い、ポンプアップした上で池に水を入れている状態です。雨の量が少なく、その河川の水量も少なくなっているようですが、園内の池が一昔前と比較にならないほど濁り汚れています。その池の背景には竹林と岩山、その他の季節の花木が咲き、今の季節だと紅白の梅が咲き、美しい自然を満喫でき、大変心が癒やされます。すばらしい庭園だと思います。

「水清ければ魚棲まず」という故事成語があります。どの程度まで池の水をきれいにすべきか私には分かりませんが、少なくとも池の中の水中のコイが泳ぐ姿が見られ、底の小石が見られるぐらいにはしたほうが、気持ちがいいと思います。

水が足りずへドロ状の池は見た目がよくありません。近くに井戸を掘り、湧水期にはその水を池に流し込む方法は取れないでしょうか。いかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北成文君） 池をきれいにするために井戸を掘って地下水を利用できないかという

ことについてであります。冠嶽園の管理につきましては、平成23年度から、現在の指定管理者である市内の造園業者が管理を行っております。池の清掃をはじめ、庭園管理、施設の修繕等を行っていただいているところであります。

池の水につきましては、開園当初は地下水を使用していましたが、何らかの原因により出水しなくなったため、平成16年度から別の冠嶽の湧水を利用して池の水に使用してまいりました。池の清掃などの際は大量の水を要するため、近隣を流れる花川の水をポンプアップし対応してきております。

しかし、昨年の秋以降、川の水量が少なく、大規模な清掃が難しい状況下であり、今後、川の水量を見ながら池の清掃を予定しているところであります。

今後とも、隣接する花川の水を有効利用しながら池の管理に努めたいと考えているところであります。

○4番（田中和矢君） 今、課長がおっしゃったように、毎朝、私は朝早く夜明けとともに散歩するんですが、あそこを7時半ぐらいにはもう、ポンプアップの作業を年配の方がなさっております。今おっしゃったように、花川に消防のホースを入れてポンプアップをしております。この方は勤務は正式には10時からなのに、自主的に7時過ぎにはこの作業をやっております。感心な働きだと思います。

ところが、10時には隣接の冠嶽神社の宮司さんから「うるさいから止めてくれ」との申出もあるようで、思うようにこのポンプアップによる給水ができない状況のようです。

花川の水も確かに枯れてというか、少なくなっている状況は分かりますが、やはり水はきれいで、先ほど申し上げましたように泳ぐコイが見られ、底の小石が見られるぐらいの管理をしたほうが、多くの観光客も見て気持ちがいいでしょうし、癒やされるのではないかと思いますので、何とか工夫していただけないかと思います。

次に、水の透明度を上げ水質をよくするために、ブローを設置して池に十分な酸素を供給することで水自体の浄化能力を上げる方法があるのではないですか。普通のブローではなく、簡易水洗トイレ等に使っているトイレ浄化槽のブローを、あの広さだと

5台ぐらい使えば相当な水質の改善に効果があると思います。このブローは1台が3万円から4万円ぐらいで調達でき、費用の面でも少ない金額で済むと思います。

直前の一般質問された議員に、市長は、最小経費で最大効果をということを発表されましたが、まさにこのブローを使ったやり方は効率的だと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北成文君） ブローの設置による水質の改善策は取れないかということでございますけれども、冠岳はコンセプトが中国風庭園でありますので、日本庭園のように水深が浅く澄み切った池ではなく、設計当初から水深をあえて深くし、緑色をした中国風の池になるよう想定して造られています。

そのような状況の中で少しでも水の状態を保つために、池にポンプによる放水口を設置し、水の循環と酸素供給を図っているところです。さらに、EM菌を投入し水質の改善を図ったり、年に一、二回は、池の水を全て抜き、清掃にも努めているところであります。

今後もこれらの取組を継続し、できるだけ池の水質維持に努めてまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 中国の美的感覚と我々日本人の美的感覚の違いを今知らされましたが、ここは日本ですので、やはり日本人の感覚に合った水の透明度を確保できるようにしたほうがよりいいんじゃないかならうかと思えます。

あそこに私はかなり長い間行くんですが、水の色があんな緑、あるいは茶色がかった、あの課長がおっしゃる中国風の美しい水、それはどうもああいうふうになったのは最近の話で、一昔前までは山紫水明といいますか、水は本当にきれいでしたよ。何という金魚か知りませんが、黒い金魚だけじゃなくて、ニシキゴイまでは言いませんが、赤と白の金魚とか、どこかの総理大臣のすばらしいニシキゴイとかそういうことは言いません。やはりそういった透明度の高い池に、日本に合わせてやってもらうように、再度お願いしたいと思います。

それでは、三つ目に、園内に設置のベンチについ

てですが、現在、あそこの園内に背もたれつきベンチが3脚、平らな背のないベンチが3脚ありますが、老朽化とカビで座れないベンチがそのまま長く放置してあります。いつも見ていると、お客さんたちは座るところか物も置かない汚れた代物です。この改修はぜひ、中国と言わず日本と言わず、汚いあの椅子が決していいもんじゃありませんので、この改修は早速やっていただきたいと思いますが、いかがですか。中国はあれが美しいんでしょうか。

○社会教育課長（梅北成文君） 老朽化とカビで座れないベンチの改修をということでございますけれども、冠嶽園の前庭につきましても指定管理者が絶えず清掃等を行い、管理に努めているところであります。

前庭に設置してありますベンチにつきましては、木製のベンチであり、周辺が湿気の多い場所でもあるため、表面が傷んでいる状況が見られます。おっしゃるとおりでございます。

指定管理者とも協議し、傷んでいるベンチ表面の修繕や防腐剤を塗るなど、周辺の自然環境に合う、木の風合いを活かした補修等を進めてまいりたいと思います。

○4番（田中和矢君） このベンチについては意見の一致を見たようですので、早速やっていただければありがたいです。

それから、事前通告書に冠嶽園の水等など書いてありますので、そのほかにも少し触れさせていただきたいと思えます。

この冠嶽園は平成4年4月に竣工して、既に30年近くが経過しようとしています。池の北側に建つ八角形の朱色の、いわゆる中国風の八蓬閣がありますが、あの建物の北側、裏側ですね、シロアリにやられてまして、既に北東側に大分傾いています。建物内の扉の建てつけも悪くなっておりますし、きちっと閉まらなくなっています。この修理改善をやるべきではないでしょうか。中国ではああいうものが美しいというふうになっているのか、お伺いします。

○社会教育課長（梅北成文君） 八角の建物、八蓬閣でございますけれども、そこが傷んでいるのではないかと御指摘でございますが、冠嶽園の管理

につきましては日頃から指定管理者と連携を密にし、修繕等が必要な箇所については毎月の報告、緊急を要する場合には直接報告をいただいております。部分補修などの対応も取ってもらっているところであります。

八蓬閣には、以前、シロアリ等が入ったり、経年劣化による腐食が見られる部分等がありましたので、平成25年度に調査を行い、シロアリ駆除とともに、腐れなどが見られた屋根等の改修を行っております。

冠岳は中国様式を重んじ、建物の軒先に雨どいを設置していなかったり、基礎部分も直接雨に打たれるなど腐れやシロアリが付きやすい状況でもあります。これからも適時点検、修繕を行い、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○4番（田中和矢君） さらにもう1点だけ言わせていただきますが、冠嶽園の前の広場、芝生の広場、あそこでかんむりだけ山市とかいろいろな行事、イベントをやるわけですが、雨が降ると想像以上にぬかるんで、お客様にも大変な御迷惑をかけております。鉄板を敷いたり厚手のゴムの板を敷いたりしてしのいでおりますが、あれも併せて土壌改修などはできないものか、お伺いします。

というのは、本年度の予算にも少なくない金額の予算が冠岳には投入されているようです。冠嶽芸術文化村構想とか、昨日の説明でありました冠岳十八ヶ所巡りの話など、それから、地域おこし協力隊もここに投入するような話も聞いております。広場の土壌改良はできないものかどうか、お伺いします。

○議長（下迫田良信君） 田中議員、申し上げます。

ただいまの発言は通告の範囲を超えております。したがって、通告に沿った質問をされますよう、注意をいたします。

○4番（田中和矢君） 議長の御注意には従いますが、やはり一般質問というのはこのやり取りの中で多少ずれても許容の範囲のときはぜひ許していただけるように、議長に強く要望をいたします。

いろいろと申し上げましたが、池の水については理想的にはあの池の水をはかせ、コイを一時的にほかに移した上で大掃除をやることではないかと考えます。それも業者に丸投げしてやってもらうのでは

なく、これは例えばですが、閉校前の冠岳小学校の生徒や御父兄、近くの生福小中学校の生徒さんたち、校区の地元の皆さんにお声かけをしまして、先ほどのあれでも出てきましたが、海のボランティア活動と共通すると思いますけれども、このようなボランティア活動としての池の清掃をやるようにしたらどうでしょうか。そうすることによって、子どもたちにとっても地域に貢献でき、思い出にもなるのではないのでしょうか。

地域の皆さんが自分のこととして自ら関わるのがまちづくりの基本であり、最も大事なことだと思います。池の大浚いをやったらいかがでしょうか。

「隗より始めよ」という言葉もありますので、そのような際には私もぜひ真っ先に駆けつけて手伝いをやりたいと思いますが、この池の大掃除についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北成文君） 池の掃除についてでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、昨年の秋ぐらいから、川の状況の関係で、少し水が多くて澄んだ時期を見計らって水の入替えというのはやるんですけれども、なかなかそのタイミングが取れないというふうな状況がございました。それで、今後、水を全部抜いて掃除をした上で、また水を入れ替えるということは指定管理のほうと今、協議しておりますので、近いうちに水の入替えのほうは対応したいと考えてところであります。

おっしゃるとおり、一旦また水をきれいにした上で、その水をなるべく長く維持管理をしていくというふうな対応は考えていきたいと思っておりますのでございます。

また、ボランティアで清掃をとということにつきましても、今後のいろんな地域活動での参考として承っておきたいと思っております。

○4番（田中和矢君） 池の大掃除を、今、水が足りないかもしれませんが、間もなくすると梅雨に入り、その梅雨の前に、嫌というほど降る前に、そういう機会をつくってぜひ実行していただければすばらしい庭園になると思いますので、検討していただきたいと思います。

それから最後に、コイに餌をやる袋が100円で、

100グラムぐらい入っているのでしょうか、それが売っているんです。観光客あるいは来訪者の方々は、どこにいるか分からないコイだけれど、餌があるからまくと、100円で買ってですね、すごくばーっと寄ってきます。あの餌のやり方一つにとっても、やっぱり餌のやり過ぎはよくない。人間も食い過ぎはよくないわけですから、餌を午前中何袋、午後何袋、その量は私は分かりませんが、そういったような気配りをした餌の販売等もぜひ考えてみていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北成文君） 冠嶽園のコイの餌のことでございますけれども、非常に、特に親子連れの来園者とかからは喜ばれて、いい体験といえますか、そういうものにもなっているところではございますが、確かに来園者が多い日とか、日によって差があるというような状況もございますので、適度な餌の管理につきまして指定管理者のほうと協議し、対応してまいりたいと思います。

○4番（田中和矢君） 私は単にこの庭園の水をきれいにしろということではなくて、それを、先ほども申し上げましたように、指定管理者とか業者に一任する、任せるのではなく、そこに関係する、あるいは、来られる方々を巻き込んでそういった活動をやることによって郷土に対する愛着とか地域に対する愛情というかそういうのも湧くと思う観点からこの質問を取り上げましたので、どうかよろしく願いいたします。

これで一般質問を全部終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会をいたします。

散会 午後1時36分